

平成30年度定期防衛監察の結果について

令和元年6月28日
防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	情報公開業務及び行政文書管理の実施状況	1
1	全般	1
2	監察の概要	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	実地監察の概要	1
3	監察の結果	3
(1)	情報公開	3
(2)	行政文書管理	5
第 3	法令遵守の意識・態勢	7
1	全般	7
2	監察の概要	7
(1)	基本的考え方	7
(2)	実地監察の概要	8
3	監察の結果	9
(1)	全般	9
(2)	秘密保全	11
(3)	情報保証	14

(4)	個人情報保護	16
(5)	武器・弾薬等の管理	18
(6)	各種ハラスメント	19
(7)	メンタルヘルス	20
(8)	公益通報者保護制度	20
(9)	自衛隊員倫理	21
(10)	その他	21
第4	入札談合防止	22
1	全般	22
2	監察の概要	23
(1)	基本的考え方	23
(2)	実地監察等の概要	23
3	監察の結果	23
(1)	入札談合防止に向けた施策の実施状況等	24
(2)	教育の実施状況及び法令等の理解度等	39
(3)	年度末の予算執行	41
別紙	事前アンケート調査の結果（入札談合防止）	42

第1 はじめに

この報告は、平成30年度に実施した「情報公開業務及び行政文書管理の実施状況」、「法令遵守の意識・態勢」及び「入札談合防止」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 情報公開業務及び行政文書管理の実施状況

1 全般

情報公開業務及び行政文書管理は、防衛省・自衛隊の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること等を目的として行っているものであり、国民主権の理念にのっとり重要なものである。平成29年度に引き続き、情報公開業務及び行政文書管理の実施状況について、適切な事務処理等がなされているかという観点から監察を実施した。

特に、「南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開及び行政文書管理における再発防止のための措置について（通達）」（防官文第11481号。29.7.28）（以下「日報事案通達」という。）を受け、行政文書の不存在を理由に不開示とした案件を中心に、情報公開業務全般の処理状況及び行政文書管理の状況について確認した。

また、「海外に派遣された自衛隊の活動における現地部隊からの報告文書の取扱いについて（通達）」（防官文（防）第186号。30.4.7）（以下「海外派遣報告書通達」という。）及び「国内の自衛隊の活動における現地部隊からの報告文書の取扱いについて（通達）」（防官文（事）第199号。30.5.9）（以下「国内活動報告書通達」という。）に基づく、定時報告の探索作業について確認した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

これまでの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、情報公開業務及び行政文書管理に係る各種施策の実施状況について、選定した部隊又は機関等（以下「対象機関等」という。）に対する調査及び検査を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

周期的な監察を基本としつつ選定した以下の61対象機関等

防衛大学校	
防衛医科大学校	
陸上自衛隊	陸上幕僚監部

	陸上総隊
	東北方面総監部、東北方面会計隊、仙台駐屯地業務隊
	中部方面総監部、中部方面会計隊、伊丹駐屯地業務隊
	西部方面総監部、西部方面会計隊、西部方面指揮所訓練支援隊、健軍駐屯地業務隊
	中央情報隊
	中央業務支援隊、中央会計隊
	富士学校
	武器学校
	教育訓練研究本部
	補給統制本部
	自衛隊中央病院
	第6師団、神町駐屯地業務隊、第401会計隊
	第7師団、東千歳駐屯地業務隊、第324会計隊
	第3施設団、南恵庭駐屯地業務隊、第323会計隊南恵庭派遣隊
海上自衛隊	舞鶴地方隊
	大湊地方隊、大湊病院
	航空補給処
	第1護衛隊群、第1海上補給隊
	第4航空群、第51航空隊
	開発隊群
航空自衛隊	北部航空施設隊、北部航空音楽隊、三沢管制隊、三沢気象隊
	中部航空方面隊司令部、中部航空警戒管制団
	第7航空団、偵察航空隊、
	第1高射群、航空医学実験隊
	南西航空方面隊司令部、第9航空団
	航空支援集団司令部、航空保安管制群
北海道防衛局	
帯広防衛支局	
南関東防衛局	
東海防衛支局	
熊本防衛支局	
防衛装備庁	航空装備研究所
	陸上装備研究所

イ 内容

現場の確認、関係書類の調査及び関係職員との面談等を行った。

3 監察の結果

平成30年度監察の結果、情報公開業務及び行政文書管理に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方、引き続き多くの改善すべき状況が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、後述する各種推奨される取組の普及を図るなど、情報公開業務及び行政文書管理に関する施策をより一層活性化させるとともに、防衛省・自衛隊における情報公開業務及び行政文書管理の重要性について、引き続き周知に努める必要がある。

なお、監察対象となった61対象機関等の実地監察中における個別の指摘事項については、受察側が真摯に受け止め、監察終了時までには改善するか、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 情報公開

ア 全般

防衛省・自衛隊における情報公開業務は、国民主権の理念にのっとり、防衛省・自衛隊の諸活動を国民に説明する責務を全うするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するために、極めて重要である。

平成30年度監察では、日報事案通達を踏まえ、特に、開示請求に対し、該当文書が不存在であるとして不開示決定がなされた案件における手続の適正性を中心に、過去の情報公開業務全般の処理状況について調査を行った。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、教育後に実施する小テスト等により職員の理解度を把握し、以後の指導・教育に活用していた。
- ある対象機関等において、上級機関等による探索範囲の拡大等の指示がなされる前においても、開示請求に合致すると考えられる行政文書の保有を確認できなかった場合において、「行政文書探索結果」を自発的に毎回作成し、該当文書不存在の判断に至った探索結果の適正性を確保していた。
- ある対象機関等において、「行政文書探索結果」を毎回作成するべく同機関等の情報公開に関する達を改正する方向で検討を行い、探索結果の適正性の確保に取り組んでいた。
- ある対象機関等において、新たな開示請求があった場合、構成機関の全てから職員が参加する場を活用し、開示請求内容、探索先及

び回答期限等について情報共有を図り、探索漏れのないように取り組んでいた。

一方、後述するとおり、情報公開業務の処理状況に関し、改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングや集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、情報公開業務に関する文書管理者や情報公開実施担当者等の理解を深め、意識を高めるとともに、情報公開の重要性の周知徹底と再発防止策の定着を図っていく必要がある。

イ 情報公開業務に関する教育

情報公開業務に関する教育は、関係規則に定められた手順ののっとり、適正に事務を遂行する上で必要であり、不祥事のリスクを低減させるためにも、実施しなければならない。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、業務を遂行する職員のみならず、所属する全職員に対象範囲を拡大して教育を実施していた。
- ある対象機関等において、教育後に実施する小テスト等により職員の理解度を把握し、以後の指導・教育に活用していた。(再掲)

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、情報公開に関する教育が規則で定められたとおりに行われていなかった。
- 一部の対象機関等において、教育は実施していたものの、職員が教育内容を十分理解していなかった。

ウ 情報公開関係規則にのっとりた事務手続

情報公開業務を実施するに当たっては、関係規則に定められた手順ののっとり、適正に事務を遂行することが必要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、情報公開実施担当者名簿の未作成、当該名簿の記入漏れ、又は押印漏れがあった。

また、「行政文書探索結果」については、一部の対象機関等において、開示請求に合致すると考えられる行政文書の保有を確認できなかった場合に、自発的に毎回作成している文書管理者と、指示があった場合のみ作成している文書管理者とがあった。

文書管理者は、文書探索の確実性を確保するとともに、文書探索の適正性についての検証を可能にするため、「行政文書探索結果」を毎回作成し保存することが望ましい。

エ 情報公開手続に関する行政文書の管理

開示請求の処理に当たり、事務指定を受けた対象機関等は、文書探索

に係る照会から上申に至るまでの一連の情報公開手続に関する文書を適切に作成した上で、相互に密接な関連を有する行政文書として一つの集合体にまとめて保存することにより、一連の事務手続の適正性を確保しておくことが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、情報公開担当部署の情報公開関連ファイルに、文書探索に係る照会等、開示請求の対象となる行政文書の特定に関する資料の一部が保存されておらず、一連の事務手続の適正性の確認が困難な状況となっていた。

オ 定時報告の探索作業

過去の行動命令に基づき国内外で活動する部隊が作成した上級部隊への定時報告について監察した対象機関等においては、「海外派遣報告書通達」及び「国内活動報告書通達」に基づき、保有する全ての行政文書や個人的な執務の参考資料（以下「個人資料」という。）のほか、保有するパソコン、共有サーバー、可搬記憶媒体内にある全ての電磁的記録を対象とし、探索を実施していたことを確認した。

(2) 行政文書管理

ア 全般

行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国民に対する説明責任を全うするためには、行政文書を適切に管理することが重要である。

監察の結果、全ての対象機関等において、行政文書に関する教育を実施している状況を確認した。また、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、教育を主管部署担当者以外の職員にも持ち回りで実施させるなどして、職員の意識の向上に努めていた。
- ある対象機関等において、行政文書ファイル管理簿に記載する行政文書ファイルと保存期間1年未満の行政文書ファイルの背表紙を色分けすることにより、管理を容易かつ確実にしていた。
- ある対象機関等において、文書管理システムの背表紙の様式では表記されない開示区分を確認が容易となるように仕切り紙で表記していた。

一方、後述するとおり、行政文書ファイルの整備状況等に関し、改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングや集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導するとと

もに、引き続き、行政文書管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 行政文書ファイルの整備

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、行政文書ファイルは、相互に密接な関連を有する行政文書を一つの集合体にまとめるなどして整備し、管理しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、一部の行政文書ファイルの背表紙の未整備、又は背表紙の誤記や記載漏れがあった。
- 複数の対象機関等において、同一の行政文書ファイル内に、保存期間又は作成・取得年度が異なる行政文書を混在させていた。
- 一部の対象機関等において、行政文書として管理すべき文書の一部を、行政文書として管理していなかった。
- 一部の対象機関等において、行政文書ファイルに抽象的な名称を付していた。
- 一部の対象機関等において、行政文書の文書管理情報の未表示、又は誤記や記載漏れがあった。
- ある対象機関等において、行政文書ファイルの名称と関連性がない行政文書を編てつしていた。

ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を漏れなく記載する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、行政文書ファイル管理簿に誤記や記載漏れ等があった。
- 一部の対象機関等において、行政文書ファイル管理簿に記載のある行政文書ファイルに、行政文書が編てつされていなかった。

インターネットで公表される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも速やかに改善する必要がある。

エ 行政文書ファイル等の保管

行政文書を適切に管理するためには、行政文書ファイル等と個人資料は、混在させずに、明確に区分して保管する必要がある。また、個人資料は、必要最小限のものとすべきであり、原則として職員各自の机の周辺のみに置く必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、行政文書ファイル等と個人資料を同一の共用書棚等に混在させていた。

オ 標準文書保存期間基準の設定等

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、標準文書保存期間基準と異なる保存期間を設定した行政文書ファイル等が存在していた。
- 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準について、一部欠落がある、様式に不備がある、記載内容に誤りがある、保有する行政文書ファイルの保存期間を設定していないなど、適切な運用がなされていなかった。
- 一部の対象機関等において、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書について、1年未満の保存期間を設定していた。

カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、国立公文書館等に移管するほかは、文書管理者の指定する者等の立会いの下、廃棄する、又は保存期間を延長する必要がある。

なお、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得る必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、保存期間が満了し、廃棄の同意が得られた行政文書ファイル等を廃棄しないまま保管していた。
- 複数の対象機関等において、保存期間が満了した保存期間が1年未満の行政文書ファイル等を、廃棄しない、又は保存期間の延長をしないまま保管していた。
- 複数の対象機関等において、特定日に係る事実が発生し、特定日（＝起算日）として設定すべきにも関わらず、これを実施していなかった。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 全般

平成30年度は、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資する観点から、平成29年度に引き続き、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

これまでの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、対象機関等に対し、情報漏えい等の未然防止（秘密保全・情報保証）、個人情報保護、武器・弾薬等の管理、各種ハラスメント防止等の観点から調査及び検査を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

周期的な監察を基本としつつ選定した以下の47対象機関等

防衛医科大学校	
陸上自衛隊	陸上幕僚監部
	中部方面総監部、中部方面会計隊、伊丹駐屯地業務隊
	西部方面総監部、西部方面会計隊、西部方面指揮所訓練支援隊、健軍駐屯地業務隊
	富士学校
	武器学校
	自衛隊中央病院
	第6師団、神町駐屯地業務隊、第401会計隊
	第7師団、東千歳駐屯地業務隊、第324会計隊
	第3施設団、南恵庭駐屯地業務隊、第323会計隊南恵庭派遣隊
海上自衛隊	大湊地方隊、大湊病院
	航空補給処
	第1護衛隊群、第1海上補給隊
	第4航空群、第51航空隊
	開発隊群
航空自衛隊	北部航空施設隊、北部航空音楽隊、三沢管制隊、三沢気象隊
	第7航空団、偵察航空隊、
	第1高射群、航空医学実験隊
	南西航空方面隊司令部、第9航空団
	航空支援集団司令部、航空保安管制群
北海道防衛局	
帯広防衛支局	
南関東防衛局	
東海防衛支局	
熊本防衛支局	
防衛装備庁	陸上装備研究所

イ 内容

アンケート調査、現場の確認、関係書類の調査及び関係職員との面談等を行った。

3 監察の結果

平成30年度監察の結果、法令遵守に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方、引き続き多くの改善すべき状況が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、後述する各種推奨される取組の普及を図るなど、法令遵守に関する施策をより一層活性化させるとともに、防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について、引き続き周知に努める必要がある。

なお、監察対象となった47対象機関等の実地監察中における個別の指摘事項については、受察側が真摯に受け止め、監察終了時までには改善するか、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 全般

ア 法令遵守に関する各種施策の実施

防衛省・自衛隊では、組織の精強性や国民からの信頼の維持・向上の観点から、日々、職員一人一人が法令等を遵守することや社会のルールから逸脱しないよう行動することが必要であり、そのような行動を確保するためにも、法令遵守に関する各種施策に取り組むことが期待されている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、コンプライアンス・ガイドンスの要点をまとめたカードを独自に作成し、全職員に携行させ意識の浸透に努めていた。
- ある対象機関等において、「コンプライアンス意識向上チーム」を発足させ、法令遵守の教育及び各課の行う各種業務の実情把握・改善の指示を実施し、法令遵守の意識及び知識の向上を図っていた。
- ある対象機関等において、法令遵守事項、各種相談窓口等についてまとめた「コンプライアンスの手引き」を独自に作成した上で、全職員に携行させ、更に教育を実施し、法令遵守の意識及び知識の向上を図っていた。
- ある対象機関等において、教育後に実施する小テスト等により職員の理解度を把握し、以後の指導・教育に活用していた。(再掲)
- ある対象機関等において、教育を主管部署担当者以外の職員にも持ち回りで実施させるなどして、職員の意識の向上に努めていた。(再掲)

一方、後述するとおり、法令遵守に関する各種施策について、改善す

べき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、更なる法令遵守の意識の高揚を目指し、防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 教育

法令遵守に関する各種教育は、法令遵守の意識を浸透させ、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、教育は実施していたものの、職員が教育内容を十分理解していなかった。

○ 一部の対象機関等において、法令遵守に関する教育が十分に行われていなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各種教育の重要性について、今一度周知するとともに、職員の理解度や職責に応じた教育や過去の事例を取り入れた教育等により、教育内容を充実させ、法令遵守の意識高揚に努めるよう、引き続き指導する必要がある。

ウ 管理者等の意識

防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策を推進し、法令遵守の意識を高めていくためには、機関等の管理者や各級指揮官等（以下「管理者等」という。）が率先して法令遵守を実践し、下位の者に対して範を示すとともに、適時適切な教育や指導を自ら積極的に行っていくことが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、管理者等が、法令遵守における自らの役割を十分自覚しておらず、又は、関係規則に関して十分な知識を持っておらず、各種業務を部下任せにして自ら管理を行っていないかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、管理者等が率先して法令遵守の意識高揚に向けた取組を行うよう、引き続き教育・指導する必要がある。

エ 点検・検査等

秘密保全、情報保証、個人情報保護、武器・弾薬等の管理等の各分野について、関係規則で定められた点検・検査等を確実に行うことは、不備を速やかに発見・是正し、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、秘に指定された、又は秘に該当する

可能性のある文書、図画又は物件（以下「秘文書等」という。）の保管容器の点検を、関係規則で定められたとおりに実施していなかった、又は点検簿の記入・押印漏れ等があった。

- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体等の点検を、関係規則で定められたとおりに実施していなかった、又は記載事項に不備があった。
- 一部の対象機関等において、個人情報保護に係る監査等を実施していなかった。
- 一部の対象機関等において、小火器等の日日点検を、関係規則で定められたとおりに着実に実施していなかった。
- 一部の対象機関等において、劇毒物の日日点検を行っていなかった、又は点検簿等に押印漏れ等があった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各種業務に関する点検・検査等の重要性について周知徹底し、それを確実かつ適正に実施するよう、引き続き指導する必要がある。

オ 関係職員の指定

秘密保全、情報保証、個人情報保護、武器・弾薬等の管理等の行政事務については、それらの管理者等の関係職員を指定し、それぞれの事務を、関係規則に従って適正に実施させる必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、関係職員の一部を指定していなかった。
- 一部の対象機関等において、関係規則に定められたとおりに関係職員を指定していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各行政事務の関係職員を関係規則に従って適正に指定するよう、引き続き指導する必要がある。

カ 上位規則と内部規則の不整合

秘密保全、情報保証、個人情報保護、武器・弾薬等の管理等の各分野について、上位規則と整合するよう各機関等における内部規則を制定及び改正することは、法令遵守の観点から重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、上位規則と整合しない内部規則があった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、上位規則の改正等を受けた機関等の内部規則の確実かつ速やかな見直しについても指導する必要がある。

(2) 秘密保全

ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全是、国の安全確保並びに他国との情報共有及び信頼関係の維持等のために必要不可欠なものである。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、秘密文書ファイルと秘密接受簿の突合を容易にするため、秘密文書ファイルの背表紙に、秘密接受簿に記録している整理番号を表示する等し、秘密文書を効率的に管理していた。

一方、次のような秘密保全全般に係る改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、上位規則と整合しない内部規則があった。(再掲)

また、後述するとおり、秘文書等の管理等に関し、改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングや集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、秘密保全の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 秘の指定の定期的な見直し

秘の指定者は、関係規則に基づき、当該秘文書等が漏えいした場合の影響を年に一度検証し、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、秘の指定の定期的な検証を実施していなかった。

秘文書等が、実質秘性を喪失している場合には秘の指定を解除し、また、秘の指定解除の期日前に実質秘性を喪失している場合には、秘の指定期間又は指定解除の条件を変更する必要がある。

ウ 秘文書等の管理

秘文書等は、秘密情報の漏えい等を防ぐために、厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、関係規則に基づき、立入りの制限を行っているにもかかわらず、その旨の掲示がなかった。
- 一部の対象機関等において、秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納すべきところ、作業を行っている際、パソコンの内蔵ハードディスクに格納したままにしていた。
- ある対象機関等において、「指定前秘密」の表示がなされた文書が、保管容器に保管されていなかった。
- ある対象機関等において、必要な手続を行うことなく、秘に指定

された文書を長期にわたって貸出しをしていた。

- ある対象機関等において、関係規則に基づく守衛所の厳正な勤務がなされておらず、関係職員の保全意識の低下や部外者の無許可での立入りが懸念される状況が見られた。

このような状況を放置すれば、秘密情報の漏えい等の重大な事態にもつながりかねないことから、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、秘文書等の管理をより厳格に行うよう、引き続き指導し、速やかに改善させる必要がある。

エ 秘文書等の保管容器

秘文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管容器に格納し、厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、秘文書等の保管容器の点検を、関係規則で定められたとおりに実施していなかった。(再掲)
- 一部の対象機関等において、文字盤鍵は解錠したままで、差し込み式鍵のみで保管容器を開閉していた。
- ある対象機関等において、特定秘密の保管容器を施錠するための三段式文字盤鍵の番号と差し込み式鍵を同一の職員に管理させていた。
- ある対象機関等において、保存期間が満了した特定秘密文書の廃棄協議に時間を要することから、当該文書を長期間保管する必要がある、保管容器及びその設置場所の確保に苦慮している状況が認められた。

このような状況は、情報の流出を防止する観点から不適切であるため、速やかに改善する必要がある。

オ 閲覧簿への記録

秘文書等の取扱いの経過を明らかにするため、管理者は、閲覧簿を備え、必要な事項を記録させる必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、保全責任者による閲覧簿の確実な点検の実施が確認できない状況であった。
- ある対象機関等において、取扱者全員が、閲覧簿に記録することなく、秘文書等を取り扱っていた。
- ある対象機関等において、規則に定められた閲覧簿を整備していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、平成22年度定期防衛監察の結果報告を踏まえ「閲覧簿の適正な運用について(通知)」(防調第14288号。23.11.30)の周知徹底を図る必要がある。

カ 取扱い上の注意を要する行政文書の管理

取扱い上の注意を要する行政文書（以下「注意文書」という。）については、当該事務に関与しない職員にみだりに知られることがないように、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、注意文書を、一般の行政文書ファイルの中に混在させ、「注意」の標記を表示していなかった、又は鍵のかからない書庫等の容器に保管していた。
- 一部の対象機関等において、「注意」又は「部内限り」の標記を適切に表示していなかった。その中には、関係規則に規定されていない「取扱注意」等の標記が表示されたものも存在した。
- 一部の対象機関等において、「部内限り」と表示された文書を壁に掲示していた。

(3) 情報保証

ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、パソコン等の情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータ等を、事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持する必要がある。

監察の結果、次のような情報保証全般に係る改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、関係職員の一部を指定していなかった。（再掲）
- 一部の対象機関等において、上位規則と整合しない内部規則があった。（再掲）

また、後述するとおり、可搬記憶媒体やパソコンの管理等に関し、改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングや集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、情報保証の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 可搬記憶媒体の管理

小型で持ち運びが容易な可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等は、集中保管や管理簿の整備等により、可搬記憶媒体を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、大量の可搬記憶媒体（ケース入りの

CD)の管理を容易にするため、スライド式キャビネット内に、ケースに背表紙を貼付けたCDを立てて陳列し、登録年度ごとに仕切りを立てるなど、管理要領を工夫していた。

- ある対象機関等において、市販コンテンツを記録した大量の可搬記憶媒体の管理を確実にするため、一覧表を作成していた。
- ある対象機関等において、可搬記憶媒体を使用する際、当該可搬記憶媒体を使用していることが視認できるように、当該可搬記憶媒体の保管場所に使用者のネームプレートを差し込み、管理していた。一方、次のような改善すべき事例が見られた。
- 多くの対象機関等において、可搬記憶媒体及び可搬記憶媒体の持ち出し等を記録する簿冊に記入漏れや押印漏れ等があった。
- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体が可搬記憶媒体管理簿に登録されていなかった。
- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体を集中保管していなかった。
- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体に使用後のデータが削除されないまま保存されていた。
- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体の保管容器の鍵を、関係規則に基づいて適切に管理していなかった。
- 一部の対象機関等において、可搬記憶媒体等の点検を、関係規則で定められたとおりに実施していなかった、又は記載事項に不備があった。(再掲)

ウ パソコンの管理

パソコンの紛失や部外系のネットワークに接続したパソコンへの不適切なデータ保存等を原因とする情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者等は、パソコンを管理するための文書の作成、盗難防止のための措置、持ち出し等の記録、自己点検等により、パソコンを適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、保全事故防止のため、機関等が保有する全てのパソコンに、電子ファイルの取扱区分等の表示要領等を明示した注意喚起表示を貼付けていた。一方、次のような改善すべき事例が見られた。
- 複数の対象機関等において、可搬型のパソコンの一部について、ワイヤーによる机への固定等の盗難防止措置が講じられていない、又は講じられていてもすぐに外れるといった不十分な状況であった。
- 一部の対象機関等において、パソコンに登録番号等の表示等が適切に行われていなかった。

- 一部の対象機関等において、パソコンの登録簿に誤記載又は未記載等の不備があった。

エ 認証機能の設定等

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合、情報システムに認証機能を設ける必要がある。また、情報システムの利用者は、ログインパスワード等を他人に不正に使用されないよう、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、情報システムに認証機能を設定していなかった。
- 一部の対象機関等において、パソコンのログインパスワードが記載された付箋等を、人目に付く場所に貼付けていた。
- 一部の対象機関等において、ファイル暗号化解除機能設定の権限がある職員が、ファイル暗号化ソフトを起動させ、暗号化解除機能の設定を行ったが、用件終了後、暗号化解除機能停止処置を行っておらず、権限のない職員が暗号化を解除できる状態となっていた。

オ 情報システムのぜい弱性への対応

情報システムのぜい弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者は、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、ウィルス対策ソフトのウィルス定義ファイルを最新の状態に更新していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き情報システムのぜい弱性への対応に万全を期するよう指導し、このような状況を速やかに改善する必要がある。

(4) 個人情報保護

ア 全般

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることを踏まえ、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要である。

監察の結果、次のような個人情報保護全般に係る改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、個人情報保護に係る監査等を実施していなかった。(再掲)
- 一部の対象機関等において、関係職員の一部を指定していなかった。(再掲)
- 一部の対象機関等において、関係規則に定められたとおりに関係

職員を指定していなかった。(再掲)

- 一部の対象機関等において、上位規則と整合しない内部規則があった。(再掲)

また、後述するとおり、個人情報ファイル及び保有個人情報（以下「個人情報ファイル等」という。）の管理等に関し、改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングや集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、個人情報保護の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 個人情報ファイル等の管理

保護管理者は、個人情報ファイル等を適正に管理するとともに、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講ずる必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ほとんどの対象機関等において、保有個人情報が記録された紙媒体及び電磁的記録に「個人情報」の標記が表示されていない、標記が赤色調でない等不適切な表示となっている状況が見られた。
- 複数の対象機関等において、一般の行政文書ファイルや可搬記憶媒体等の中に個人情報ファイル等を混在させ、「個人情報」の標記を表示していなかった。
- 一部の対象機関等において、特定個人情報及び個人番号を取り扱う事務を実施する区域を明確にしておらず、物理的な安全管理措置も講じていなかった。
- 一部の対象機関等において、個人情報ファイルリストが整備されていなかった。

ウ 個人情報ファイル等の保管

保有個人情報の漏えい等のリスクを回避するためには、個人情報ファイル等を閲覧し得る者を限定する必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、保有個人情報を確実に管理するため、保有個人情報の管理場所を書庫に掲示していた。
- 一方、次のような改善すべき事例が見られた。
- 一部の対象機関等において、個人情報ファイル等を鍵のかかる容器に保管していなかった。
 - 一部の対象機関等において、情報システム内に保存されている個人情報ファイル等に、関係職員以外の者からのアクセスを制限するために必要な措置を施していなかった。

エ 非常時の対応措置

保護管理者は、所属する課等における保有個人情報について、災害時等の非常時における対応措置を定める必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、非常時に保有個人情報を搬出する場合の対応措置が定められていない状況が見られた。

(5) 武器・弾薬等の管理

ア 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難等事案の発生を防止するためには、管理者等を始めとする職員が、過去の事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めておく必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、武器・弾薬の管理に係る点検簿等の記入漏れや押印漏れ等があった。
- 一部の対象機関等において、武器庫の鍵等の管理が適切に行われていなかった。
- 一部の対象機関等において、小火器等の日日点検を、関係規則で定められたとおり着実に実施していなかった。(再掲)
- ある対象機関等において、武器・弾薬の管理に関し、管理者等が、鍵の管理に関する規則を誤解するなど、関係規則に関して十分な知識を持たず、各種業務を部下任せにして自ら管理を行っていなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き、武器・弾薬の管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある

イ 毒劇物及び有機溶剤の管理

毒劇物及び有機溶剤を適正に管理することは、保健衛生上の危害の防止や周辺環境の保護のほか、盗難又は紛失の防止等の観点からも必要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、毒劇物保管庫等の施錠が適切に実施されていなかった。
- 一部の対象機関等において、毒劇物の保管場所又は保管容器に、関係規則で定められた「医薬用外劇物」等の標記を表示していなかった。
- ある対象機関等において、劇物の管理に関し、管理者等が、鍵の管理に関する規則を誤解するなど、関係規則に関して十分な知識を持たず、各種業務を部下任せにして自ら管理を行っていなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き、毒劇物及び

有機溶剤の管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

(6) 各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）

ア 全般

各種ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応は、職員の人権の保護や、健全な職場環境の確保と職員の能率の発揮等のために、極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、発生した各種ハラスメントに一元的に対処することを目的として、組織的に対応すべく体制整備を行い、生起している各種ハラスメントの対応や、各種ハラスメント防止に関する巡回教育を実施していた。

一方、次のような各種ハラスメント全般に係る改善すべき事例がみられた。

- 一部の対象機関等において、各種ハラスメントに関する教育は実施していたものの、職員が教育内容を十分理解していなかった。
- 一部の対象機関等において、各種ハラスメントに関する教育が十分に行われていなかった。

また、後述するとおり、各種ハラスメントに関し、改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに改善されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、eラーニングや集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、引き続き、各種ハラスメントの防止及び排除の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ セクシュアル・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、容姿に関する発言や卑わいな発言、性的なからかい、執ようなデートへの誘い又は不必要な身体への接触といった、職員が不快に感じる言動等があった。
- 一部の対象機関等において、部署等が分散して所在するという特性を考慮せず、特定の部署の職員のみを相談員として指定したため、他の部署の職員からは相談員へのアクセスがしづらい状況となっていた。

ウ パワー・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、上級者による、大声や暴言を伴う厳しい指導、威圧的な言動、人格の否定、長時間の叱責又は頻繁な指

導方針の転換等があり、一部の対象機関等においては、メンタルヘルスに係る悪影響等が懸念される状況であった。

エ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの相談体制の整備が不十分であった。
- ある対象機関等において、妊娠中の職員に長時間の残業、職場での宿泊又は休日出勤をさせており、上司としての配慮が欠けている状況を確認した。

(7) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊において、メンタルヘルスの充実は、職員の「規律・団結・士気」を高め、精神的精強性を保持するとともに、災害派遣等における職員のストレスを軽減するためにも、極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 多くの対象機関等において、機関等に勤務する臨床心理士等と連携してメンタル不調者に対するケアを実施していた。
- 一部の対象機関等において、職員に対しカウンセリング体験を実施し、カウンセリングの利用促進、相談体制の強化を図っていることを確認した。
- 一部の対象機関等において、新規採用者に対し、定期的に複数回のカウンセリングを実施するなど、積極的な取組を行っていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、メンタルヘルス施策強化期間の実施事項であるにもかかわらず、カウンセリング体験を実施していなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、積極的な取組の事例を参考にして、職員のメンタルヘルスを良好な状態で保持するための取組が行われるよう、引き続き、指導することが望ましい。

(8) 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度は、公益通報者の保護を図るとともに、防衛省・自衛隊における法令違反行為等の抑止、早期発見及び是正、国民の利益や信頼を損なうような不祥事の回避、又は発生した際の被害の低減が期待できる重要な制度である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ほとんどの対象機関等において、制度に関するポスターや概要を執務室などに掲示し、教育を行うなど職員に同制度を周知していること

を確認した。

- 一部の対象機関等において、制度の概要を記載したカードを配布したり、OA端末の起動時にポップアップ形式で概要を表示するなどの工夫をして同制度を周知している状況を確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、制度の趣旨や窓口への通報要領等を複数の職員が十分に理解していなかった。
- ある対象機関等において、制度に関する教育が規則に定められたとおりに行われていなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、全職員が公益通報者保護制度の趣旨等を正しく理解するよう、引き続き、同制度の周知徹底を図っていく必要がある。

(9) 自衛隊員倫理

自衛隊員倫理規程の遵守は、自衛隊員による職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保する上で必要不可欠である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、部外協力団体との共催行事等について、職員と部外者との役割分担等に係る協定書が締結されておらず、部隊側が経費の取扱いに関与している、又は収支状況の確認がなされていない状況であった。
- ある対象機関等において、倫理に関する教育は実施していたものの、職員が教育内容を十分理解していなかった。
- ある対象機関等において、職員が期限を大幅に超過して贈与等報告書を提出していた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、国民の疑惑や不信を招くような行為を未然に防止できるよう、引き続き、自衛隊員倫理規程の周知徹底を図っていく必要がある。

(10) その他

ア 働き方改革

防衛省・自衛隊においては、職員が、心身ともに健全な状態で高い士気を保ちつつ、その能力を十分に発揮できるような環境を整えるために、働き方改革等によりワークライフバランスを推進することが極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、毎月の超過勤務状況を各課で比較でき

るように可視化して管理者の意識を高める等、超過勤務の削減に意欲的に取り組んでいた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、特定の部署や職員に業務が集中するなどして、長時間勤務が常態化していた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、長時間勤務の常態化に起因する職員の多忙感・疲労感が、様々なストレスと結び付いて大きな問題に発展するリスクとなることを認識させ、働き方改革を通じて職員のワークライフバランスを推進させることが極めて重要である。

イ 海外渡航承認申請

秘密保全及び職員の安全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合は、承認権者に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、当該申請が適切に行われているかについて随時確認する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、全ての職員から任意に一般旅券の提出を求めるなどの方法により、海外渡航承認申請が適切に行われているかについて随時の確認がなされていなかった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、海外渡航承認申請が適切に行われていることを随時確認させることが必要である。

ウ 親睦会等の金銭管理

親睦会等の私的な会で徴収した職員相互の拠金等については、公的な金銭ではないものの、金銭事故防止の観点から、定期的な点検・監査等を行うなど、適切に管理することが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、親睦会等の私的な会の金銭管理について、領収書等、公正な管理を裏付ける客観的な資料が十分とはいえない状況であったり、親睦会規約に反し、現金、通帳及び印鑑を同一の職員が管理するなどしていた。

第4 入札談合防止

1 全般

平成30年度は、平成29年度に引き続き、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から、入札談

合防止に係る各種施策の実施状況等について監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

平成29年度までの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務における入札談合防止に係る各種施策の実施状況等について、対象機関等に対する調査及び検査を実施した。

(2) 実地監察等の概要

ア 対象機関等

周期的な監察を基本としつつ選定した以下の12対象機関等

防衛大学校 ※1	
陸上自衛隊	陸上幕僚監部 ※2
	中央業務支援隊 ※2
	中央会計隊 ※1
	東北方面総監部 ※2
	東北方面会計隊 ※1
	仙台駐屯地業務隊 ※2
	補給統制本部 ※1
海上自衛隊	舞鶴地方隊 ※1
航空自衛隊	中部航空方面隊司令部 ※2
	中部航空警戒管制団 ※1
防衛装備庁	航空装備研究所 ※1

※1：契約業務を行う対象機関等（以下「対象契約機関等」という。）

※2：契約業務を行わず、発注業務を行う対象機関等（以下「対象発注機関等」という。）

イ 内容

アンケート調査、現場等の確認、契約関係書類の調査及び関係職員との面談等を行った。

アンケート調査の結果は、別紙のとおりである。

3 監察の結果

平成30年度監察の結果、対象機関等において、入札談合防止に向けた各種施策について取組がなされていることを確認した。しかしながら、その取組が、形式的なものにとどまり、関係規則の趣旨を十分踏まえたものになっていない状況が一部にある等、改善すべき状況が見られた。また、対象発注機関等においては、各種施策、主として調達等関係職員の管理、業界関係者

等との対応要領及び入札談合防止に関する教育の実施についての取組が、対象契約機関等に比し低調であった。

機関等、特に対象発注機関等においては、調達等関係業務を実施している当事者としての意識を持ち、入札談合防止に係る各種施策を確実に励行させ、入札談合防止に努める必要がある。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

入札談合防止に向けた施策の一つとして、競争性を拡大することは有効な施策として認知されているところ、防衛省では、「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する大臣指示」（防衛大臣指示第6号。21.12.21）（以下「平成21年度大臣指示」という。）において、一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図ることを指示している。

(ア) 競争性のある契約方式の採用状況及び拡大への取組

a 競争性のある契約方式の採用状況

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）の採用状況として、対象契約機関等における過去3か年分の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、多くの対象契約機関等において、競争性のある契約方式を採用した割合が、契約金額ベースで全体の80パーセント前後であり、中でも一部の対象契約機関等においては90パーセントを超えていることが確認された。一方で、ある対象契約機関等においては、競争性のある契約方式を採用した割合が件数、金額ともに全体の10パーセント台にとどまるなどの状況が見られた。

また、「公共調達の適正化について（通知）」（経装第8668号。18.9.8）においては、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとしており、一部の対象契約機関等において総合評価落札方式の採用実績が確認された。

b 競争性のある契約方式の拡大への取組

(a) 標準的な取組

競争性のある契約方式の拡大については、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月2

6日・行政改革推進会議）（以下「調達改善の取組強化（調達改善の取組指針）」という。）では、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）（以下「予決令」という。）に規定する少額を理由とする随意契約（以下「少額随意契約」という。）の改善に向けた標準的な取組として、調達の一括化が例示されている。

監察の結果、複数の対象契約機関等において、少額の調達要求を取りまとめて一般競争入札に付す取組が見られた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象契約機関等において、少額の調達要求を更に取りまとめる余地が認められた。

機関等は、少額の調達要求を取りまとめて一般競争入札に付すことにより、競争性のある契約方式の拡大について、積極的に取り組む必要がある。

(b) 発展的な取組等

調達改善の取組強化（調達改善の取組指針）では、発展的な取組として、オープンカウンター方式（※）の採用及び少額随意契約が可能な金額以下での一般競争入札の実施が例示されている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

（※）発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式のこと。

- 対象契約機関等によりその対象範囲に差異が見られたものの、全ての対象契約機関等が、オープンカウンター方式を導入していることを確認した。
- 全ての対象契約機関等において、少額随意契約の上限額を独自に引き下げることにより、一般競争入札の拡大を図っていた。
- 一部の対象契約機関等において、少額随意契約の上限額の引下げの施策が一過性のものにならないよう内部規則化するなどしていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象契約機関等において、特段の理由なく、少額随意契約の上限額の引下げの対象を物品購入のみに限定していた。

機関等は、契約実績を分析するなどして各取組の実効性を高め、競争性のある契約方式の拡大について、積極的に取り組む必要がある。

(イ) 一者応札等の状況、原因分析及び同状況の解消へ向けた取組

一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件（以下「一者応札等」という。）については、その原因を分析し、事後の案件において、その状況を解消することによって、入札等参加者の拡充を行い、競争性の拡大を図る必要がある。

a 一者応札等の状況

一者応札等の状況について、対象契約機関等における過去3か年の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、全ての対象契約機関等において一者応札等が発生していたが、一者応札等となった案件には、例えば、カタログ製品であるオフィス家具や事務用消耗品の調達等、複数の事業者等が応札可能と考えられる案件も存在していたことから、一者応札等の解消の余地はあると考えられる。

b 一者応札等の解消に向けた取組

一者応札等の解消に向けた取組として、調達改善の取組強化（調達改善の取組指針）においては、その要因や財・サービスの提供者の状況調査等を踏まえ、競争参加資格や仕様等の見直しを行うことが必要とされている。

監察の結果、全ての対象契約機関等において一者応札等の原因を把握するための検証及び分析がなされていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ほとんどの対象契約機関等において、入札不参加理由について業者から聞き取り等を実施していたが、対策として、調達要求書の提出時期や仕様書の見直しが必要となることがあり得るにもかかわらず、調達要求部署と情報の共有や連携した対応をしていなかった。

機関等は、一者応札等の解消に向けた施策、例えば、仕様等の見直しだけでなく、後述する公告期間等の見直しや、入札情報の充実等について積極的に取り組む必要があるほか、これらの施策の実施に当たっては、契約部署と調達要求部署の連携が必要であることから、両部署を積極的に連携させる取組を講じるなどして、競争性の拡大を図る必要がある。

(ウ) 公告期間等の見直し

平成21年度大臣指示に基づき、十分な公告期間等を確保することにより、競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、ほとんどの対象契約機関等において、予決令の規定よりも長い公告期間等を設定することで、十分な公告期間等を確保する

という推奨される取組が見られた。

機関等は、例えば、契約部署と調達要求部署との間で希望契約時期及び履行期間等に関する情報を共有し、所要の時期に調達要求書を提出する調整を行うなどして、十分な公告期間等を確保するための措置を講じることにより、競争性の拡大を図る必要がある。

(エ) 入札情報の充実

平成21年度大臣指示に基づき、入札情報の充実を図ることにより、競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、多くの対象契約機関等において、公告や公募（以下「公告等」という。）を、ホームページや庁舎に掲示するだけでなく、近隣の商工会議所等にもその掲示を依頼するなど、入札情報の充実のための積極的な取組が見られた。

一方、一部の対象契約機関等では、いまだにこのような取組に消極的であり、公告等の掲示場所がホームページ及び庁舎の掲示板のみにとどまっていた。

また、「航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」（平成22年12月14日・防衛省。以下「1補事案報告書」という。）においては、入札情報の充実等による競争性確保のための改善措置として、仕様書情報をホームページに掲載することを例示している。そして、「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（通知）」（装装制第101号。27.10.1）では、公告等をホームページに掲載する際は、不開示情報を含む場合を除き、併せて仕様書等も掲載するよう努めることとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象契約機関等においては、公告等のホームページへの掲載を行っていたものの、不開示情報がないにもかかわらず、仕様書等を掲載していなかった。

機関等は、不開示情報に留意しつつ、ホームページへの仕様書等の掲載に努めるとともに、公告等の掲示場所の拡大等を通じて積極的に入札情報の充実に取り組むことで、競争性の拡大を図る必要がある。

(オ) 新規参入者の拡充に向けたその他の取組

新規参入者を拡充するためのその他の取組としては、競争参加資格の条件を緩和したり、新たに入札等に参入する事業者等を開拓したりすることが考えられる。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 全ての対象契約機関等において、競争参加資格の条件を緩和していた。

○ ある対象契約機関等においては、案件ごとに新規参入を促す常続的公示を行っていた。

○ ある対象契約機関等では、オープンカウンター方式及び全省庁統一競争参加資格審査手続に関する説明会を実施する等、積極的に新規参入者の開拓に努めていた。

機関等は、競争参加資格の条件の緩和に努めるとともに、積極的に新規参入者の拡充に向けた取組を推進することで、競争性の拡大を図る必要がある。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格算定部署と契約部署の相互けん制機能

「調達改革の具体的措置」（平成11年4月2日・防衛庁）において、契約相手方からの過大請求事案の背景として、契約部署及び原価計算部署の相互けん制が十分に機能しなかったことが指摘されているところ、予定価格算定部署と契約部署の相互けん制機能を十分に働かせることは、入札談合防止の観点からも有効である。

監察の結果、多くの対象契約機関等において、予定価格算定業務と契約業務とを、別の部署で行わせるか、人的制約がある対象契約機関等においては、調達案件ごとに業務を分離して行わせることで、同一職員が予定価格算定業務と契約業務を担当することがないようにしていた。

機関等は、不正防止の観点から、予定価格算定業務と契約業務を同一の職員に担当させないようにするなどして、相互けん制機能を働かせることが望ましい。

(イ) 指名随契審査会等の活用

「公共調達の適正化を図るための措置について（通知）」（装管調第107号。27.10.1）（以下「公共調達適正化通知」という。）では、随意契約を行う場合、契約関係者以外の者を含む複数の者により、随意契約によることとした理由等について審査を行う措置を採ることとしており、また、この措置に当たっては、指名随契審査会等（以下「審査会等」という。）の積極的な活用に留意することとしている。このような審査会等の活用は、入札参加者として特定の者を指名することにより談合をほう助するといった入札談合等関与行為を抑止する観点からも有効である。

監察の結果、全ての対象機関等において、審査会等を活用し、指名競争契約及び随意契約の適否等について審査を実施する内部規則等を定めており、そのうち多くの対象機関等において、第三者的立場の職員を審査会等を含めることにより、客観的な視点の保持に努めている

ことを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、議事録を廃棄し、又は、議事録に要旨のみを記載して具体的な審議内容を記載しておらず、その内容が不明であり、事後的な検証が困難な状況であった。

機関等は、競争性のない契約方式を採用する場合、審査会等を活用するなどして、その適否等について確実に審査を行う必要がある。さらに、事後の契約において契約方式を選定する際の参考とするため、また、契約の適否等について事後的な検証を可能とするため、議事を詳細に記録することが望ましい。

(ウ) 仕様書等の作成及び点検体制等

1 補事案報告書では、第1補給処において、①特定の企業に仕様書作成業務の協力を依頼する、②官側が希望する企業に落札させようと、多数品目を入札単位とし、かつ、同一メーカーの商品で統一して調達要求するなどの不適切な行為が行われていたことを指摘した上で、今後の改善措置の一つとして、仕様書の作成要領の見直しを行うとともに、チェック機能の強化を行うとしている。

a 機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領

「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）」（経装第14440号。22. 11. 22）（以下「カタログ仕様書通知」という。）においては、カタログ仕様書を作成する場合、カタログ製品名を複数記載するとともに、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載し、特定の製品名を記載する場合には、製品指定理由書又は調査結果報告書（以下「製品指定理由書等」という。）を作成することとしている。

監察の結果、全ての対象機関等において、カタログ仕様書通知に基づく仕様書等の作成が行われていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 半数の対象機関等において、合理的とは言い難い理由が記載された製品指定理由書や、十分な調査がなされたとは言い難い内容の調査結果報告書が散見された。

機関等は、カタログ仕様書を作成するに当たり、合理的な理由がないにもかかわらず、形式的な製品指定理由書等の作成によって製品を指定すること等がないよう、カタログ製品名の複数記載、同等以上の製品を許容する旨の付記、製品指定理由書等の作成等を適切に行う必要がある。

b 物品・役務等調達関係チェックシートによる点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（装管調第115号。27.10.1）（以下「入札状況報告通知」という。）において、調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、一定の要件を満たす案件について、前述したカタログ仕様書へのカタログ製品名の複数記載、特定の製品を指定した場合の製品指定理由書等の作成に関するチェック項目等が設けられた、物品・役務等調達関係チェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、点検を行うこととしている。

監察の結果、全ての対象機関等において、チェックシートを用いた点検が行われていたことを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、あらかじめ確認者の氏名を印字し、かつ、チェック漏れが見られるなど、チェックシートを用いて実際に確認者が自ら確認しているか疑わしい状況であった。
- ある対象機関等において、チェック漏れがあるにもかかわらず、確認者による認証が行われているなど、適切に点検を行っていなかった。

機関等は、チェックシートによる点検を確実にを行うよう、改めて関係職員を指導するとともに、チェックシートの全項目を確実に点検したことについて疑念を持たれない方法、例えば、確認者が、全てのチェック項目の点検が行われたことを確認し、その上で自らの氏名等を記載することを徹底するなどにより、チェック漏れの防止を図る必要がある。

(エ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

平成23年9月に公正取引委員会から公表された「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（以下「実態調査報告書」という。）では、長年の接触機会を通じて業界関係者等と発注機関の職員との間に一定の関係が醸成されることが、業界関係者等と職員双方が互いに無理を言いやすい環境や、法令に違反するような行為を求める働きかけを職員が断りにくい状況を生み、入札談合等関与行為等を引き起こす要因になると指摘している。

防衛省においては、「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）」（防人1第262号。14.1.17）を定め、事業者等との癒着防止等のため、調達等関係職員及び補助金等関係職員（以下「調達・補助金等関係職員」という。）については、その補職替え又は配置替え（以下「補職替え等」という。）の日から起算して3年を超える日までに同一職務以外の職

等へ補職替え等を行うものとしている。また、3年以上同一職務に従事させざるを得ない者については、その事情等について、上級機関等に通知しなければならないとしている。

監察の結果、半数の対象機関等において、独自に調達・補助金等関係職員の名簿を作成・更新すること等により、3年以上同一職務に従事させざるを得ない者を把握し、適切に通知を行っていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 半数の対象機関等において、調達等関係業務を実施しているにもかかわらず、調達等関係職員として管理されていない職員が存在しており、その中には3年を超過して補職されている職員がいる状況も見られた。また、その結果、上級機関等への通知の内容に正確性を欠いている状況となっていた。

○ ある対象機関等において、検査官として指名されていた職員について、当該指名を一旦取り消して、その翌日に再び検査官に指名することにより、外形上、調達等関係業務に従事する期間が3年を超えないようにしていた。

なお、こうした状況は、対象発注機関等においてより多く認められる傾向にあった。

機関等は、各部署の連携の下、職員の業務内容を確認するなどして、調達・補助金等関係職員に該当する職員及びその在職期間を正確に把握した上で、上級機関等への通知を確実に行う必要がある。

また、機関等は、調達等関係職員を管理する必要について、補職替え等が困難な調達・補助金等関係職員について、3年以上同一職務に従事させざるを得ない場合であっても、前述の通達の趣旨を踏まえ、外形上の処置で済ませることなく、できるだけ早い時期に当該職員の補職替え等を行うよう努める必要がある。

ウ 業界関係者等との対応要領

実態調査報告書によると、発注機関の退職者を含む業界関係者等からの働きかけを通じて、秘密情報を漏えいするなどの入札談合等関与行為に至る事例が複数認められており、発注業務において担当職員等が業界関係者等と接触する機会には必然的に生ずるものであることから、発注機関としては、このような日常的な業務環境に内在するリスクを認識し、積極的に対策を講じておくことが望ましい。

防衛省においては、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19.8.30）及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する

場合における対応要領の細部事項について（通知）」（装管調第89号。27.10.1）（以下、両者を合わせて「対応要領通達等」と総称する。）を定めて、業界関係者等との対応要領を規定している。

（ア）接触場所の制限

対応要領通達等は、業界関係者等と接触を行う場合、庁舎内においては、会議室等執務室以外の区画で行わなければならない、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置が施された場所で行わなければならないとしている。

監察の結果、全ての対象機関等において、会議室等執務室以外の場所や、執務室内をパーティションにより暫定的に区画するなど、何らかの情報保全措置を施した場所において、業界関係者等と接触していることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等では、パーティション等の一部がないために、接触場所が他の業界関係者等から視認できる状況となっていた。
- ある対象機関等において、業界関係者等と接触する場所を、パーティション等により区画しているものの、その高さが不十分であるなどの理由により、接触場所から職員の使用しているパソコンの画面や机上の書類が視認可能となっていた。

機関等は、調達等関係業務に従事している職員が業界関係者等と接触するに当たり、接触場所における情報保全措置が適切に施されているかについて再度確認する必要がある。

（イ）接触の方法等

対応要領通達等は、業界関係者等と接触を行う場合、原則として複数の職員で行うこととし、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合等であって、やむを得ない事情がある場合に限り、職務上の上級者の了解を得て単独で接触することができるとしている。また、接触に当たっては、業界関係者等に対して、対応要領通達等で定めるところの働きかけを受けた場合の措置をあらかじめ伝えるとともに、防衛省の退職者であるか否かの確認（以下「退職者確認」という。）を行い、防衛省の退職者が含まれる場合は幹部職員又は幹部相当の職員を1名以上含めて対応することとしている。

監察の結果、ほとんどの対象機関等において、業界関係者等との接触の際に、接触した業界関係者等の氏名、接触日時や対応者の氏名等を来訪記録簿に記録することと定めていた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、来訪記録簿があらかじめ備え置か

れていない状況、記入要領が不適切な状況、管理者等の確認が行われているのか不明な状況が見られた。その結果、対応要領通達等に定める対応がなされていたかについて、事後的に確認することができない状況となっていた。

- 一部の対象機関等において、来訪記録簿の保存期間を1年未満としており、順次廃棄していたため、対応要領通達等に基づく対応が適切に取られていたか否かを検証する必要がある場合に、同記録簿による客観的な証明ができない状況であった。
- 一部の対象機関等において、対応要領通達等を十分に理解しておらず、どのような場合でも上級者の了解があれば単独での接触が可能であると誤解している職員が存在し、単独接触が許容される場合ではないのに、業界関係者等と単独で接触していると強く疑われる状況が見られた。
- ある対象機関等の一部の部署において、退職者確認を行っていないかった。
- 多くの対象機関等において、働きかけを受けた場合の対応措置をあらかじめ業者に周知させる必要があることを知らない職員が散見された。

なお、こうした状況は、対象発注機関等においてより多く認められる傾向にあった。

機関等は、例えば、管理者等が、来訪記録簿を活用して業界関係者等との接触状況を把握した上で必要な指導を行うなどし、また、後述する教育の充実を通じて、対応要領通達等が規定する業界関係者等との対応要領を確実に励行させる必要がある。

(ウ) 働きかけを受けた場合の措置

対応要領通達等においては、調達等関係業務に従事している職員は、働きかけを受けた場合、働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに「業界関係者等からの働きかけに関する報告書」（以下「報告書」という。）を作成することとしている。

監察の結果、全ての対象機関等において、働きかけを受けたことがないとして、報告書の作成実績がないことを確認した。

機関等は、働きかけを受けた場合の措置の重要性を認識した上で、職員が適切に対応できるよう、繰り返し教育を行う必要がある。

(エ) 研究開発及び機種選定等に従事している職員

対応要領通達等は、調達等関係業務に従事している職員のうち装備品等の研究開発及び機種選定等に従事している職員について、対象者一覧表の作成を規定しているところ、平成29年2月に対応要領通達

等が改正され、対象者一覧表の作成に当たっては、従事する研究開発・機種選定ごとに作成することとした。

監察の結果、研究開発及び機種選定等を行っている全ての対象機関等において、対応要領通達等の改正後の規定に基づき、対象者一覧表が適切に作成されていることを確認した。

エ 不正防止に向けた契約事務手続上の取組

契約事務手続においては、発注に係る秘密情報を適切に管理する必要があるほか、入札のように、直接、業界関係者等と接触して行う業務もあることから、機関等は、不正防止の重要性を認識しつつ、契約事務手続を着実に実施していく必要がある。

(ア) 情報の適切な管理

実態調査報告書によると、過去の入札談合等関与行為の事例では、職員による発注に係る秘密情報の漏えいに関するものが多く見られることから、その防止のためには、こうした情報を適切に管理することが求められる。

a 予定価格調書等の管理

「入札談合の防止に向けて」（平成29年10月版・公正取引委員会事務総局）（以下「入札談合の防止に向けて（公正取引委員会事務総局）」という。）には、入札談合等関与行為に関して、特定の事業者又は事業団体が知ることにより入札談合を行うことが容易になる情報の具体例として、予定価格が示されている。また、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通達）」（装管原第83号。27.10.1）は、予定価格の算定の基礎とした数値及び数式は、競争参加者による予定価格の推定を容易にするおそれがあることから、職務上知ることのある国の職員以外の者にこれを開示してはならないとしている。

監察の結果、多くの対象契約機関等では、予定価格並びにその算定の基礎とした数値及び数式（以下「予定価格等」という。）を記載した書類やデータを一般の行政文書と区別しており、書類については鍵のかかる書庫に保管し、データについてはパスワードを設定したり、アクセス制限のあるフォルダに格納するなどして、保全措置を施していた。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象契約機関等において、予定価格等を記載した書類を格納している書庫の鍵が、適切に管理されていなかった。
- ある対象契約機関等において、予定価格等のデータが契約部署の共有サーバ内に格納されており、職務上知ることのない職

員が閲覧できる状況であった。

機関等は、予定価格の漏えい防止のため、予定価格等について、職務上知る必要のある職員以外の者が閲覧できないよう、必要な措置を講じる必要がある。

b 調達要求書等の管理

入札談合の防止に向けて（公正取引委員会事務総局）には、予定価格に加えて、予定価格が容易に推測できる予算額も、入札談合を行うことが容易になる情報の具体例として示されているところ、予算額が記されている調達要求書及びそのデータについても、その趣旨に鑑み、何らかの保全措置を講じることが望ましい。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 多くの対象機関等において、調達要求書又はそのデータに保全措置を施していない状況が見られた。

機関等は、調達要求書及びそのデータについて、例えば、予定価格等に準じて保管するなど、適切な保全措置を講じることが望ましい。

c 予定価格の類推防止

前述のとおり、予定価格は、特定の事業者等が知ることにより入札談合を行うことが容易になる情報であり、入札状況報告通知においても、調達業務に当たって取り組むべき実施事項の一つとして、予定価格を容易に類推されないよう努めることとしている。

監察の結果、ほとんどの対象契約機関等において、徴取した見積資料、過去の契約実績、インターネット調査による市場価格、カタログ価格等の比較検討を行った上で予定価格が算定されていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ ある対象契約機関等において、毎年実施する同種の役務契約に係る予定価格について、前年度落札業者から徴取した見積りと前年度契約価格の比較により算定しており、入札参加業者に予定価格を類推されていることが疑われる状況が生起していた。

機関等は、入札状況報告通知に定められたチェックシートを活用するなどして、予定価格の類推防止に努める必要がある。

(イ) 入札参加希望者等相互の情報交換の防止

「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日・公正取引委員会）によると、入札に参加しようとする事業者等が当該入札に関する情報を相互に交換することは、独占禁止法上問題となり得る。

a 仕様書等の配布要領

仕様書等の入手を希望する者は入札に関心のある者であることからすると、当該希望者を相互に認識させないようにして仕様書等を配布することは、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる方法として有効である。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、当該機関等のホームページ等から仕様書を直接ダウンロードさせ、又は、一件一葉式の申込用紙に記入させた上で仕様書を手交するなど、仕様書等の入手希望者を相互に認識させないような方法で仕様書等を配布していた。

機関等は、仕様書等の配布に当たり、ホームページから直接ダウンロードさせるなどして、仕様書等の入手希望者を相互に認識させないような方法を採用することが望ましい。

b 入札参加希望者の待機要領

入札開始前に、職員の立会なく入札参加希望者のみを入札室に在室させると、入札参加希望者が相互に情報交換を行う可能性がある。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、入札室を開場した後は、職員立会の下で入札参加希望者を待機させていることを確認した。

機関等は、入札室の開場から入札開始までの間、入札参加希望者だけが在室する状況を作らないよう取り組むことが望ましい。

c 電子入札・郵便入札

電子入札及び郵便入札は、入札参加希望者が相互に認識し合うことなく入札を執行することが可能な入札形式であり、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる方法として有効である。また、1 補事案報告書においては、電子入札の導入促進に努めることとしている。

監察の結果、全ての対象契約機関等において郵便入札が認められていたほか、ある対象契約機関等においては、電子入札の導入が検討されている状況であることを確認した。

また、予決令は、開札には入札者を立ち合わせなければならない、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないとしていることから、郵便入札の開札には入札事務に関係のない職員を立ち合わせる必要がある。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、郵便入札の開札に入札事務に関係のない職員を立ち合わせていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象契約機関等において、立会人自らが郵便により送付された入札書を入札箱に投かんする等、入札事務を実施している状況が見られた。

機関等は、郵便入札については、予決令の規定に留意しつつ、これを活用するほか、電子入札の導入促進に努める必要がある。

d その他

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、業界関係者等が必要事項を記入し終えた来訪記録簿が、記入場所に置かれたままになっており、当該執務室を訪問した業界関係者等が、他の業界関係者等に関する情報を入手することを可能とする状況が見られた。

機関等は、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる観点から、積極的に執務環境の改善に取り組むことが望ましい。

(ウ) 入札及び契約に係る情報の公表

公共工事にあつては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき、公共工事の発注見通しや契約の実績等について、公共工事以外にあつては、公共調達適正化通知に基づき、予定価格が一定金額を超える契約に係る情報について、それぞれ公表することとしており、入札に関する情報を適切に公表することは、公共調達における入札談合防止に向けた有効な施策の一つである。

監察の結果、多くの対象契約機関等において、適時に公表が行われていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象契約機関等において、公表内容に漏れがあり、正確性を欠く状況が見られた。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第6939号。28.3.31）では、閲覧に供するために建設工事の契約に関する情報を文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所）に備え置かなければならないとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象契約機関等において、閲覧に供するために建設工事の契約に関する情報が備え置かれていなかった。

機関等は、入札談合防止における公表の重要性を認識した上で、例えば、公表の対象となる案件の一覧表を作成し、契約関係帳簿等との

突合点検を複数の職員により実施するなどの体制を確立し、正確な公表を行う必要がある。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証等

(ア) 入札過程の監視及び入札談合情報の取扱い

平成21年度大臣指示において、各調達機関自らが入札過程の監視の強化を図ることを指示しているほか、公正取引委員会との連携を図りつつ入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第15572号。27.10.1）及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第116号。27.10.1）（以下、両者を合わせて「談合情報等対応マニュアル」と総称する。）を定めている。

監察の結果、全ての対象機関等において、談合情報等対応マニュアルに定められた入札及び契約の公正に係る審査を行う審査機関を設置し、談合情報及び談合疑義事実への対応要領並びに公正取引委員会への通知要領を整備していることを確認した。また、一部の対象機関等については、実際に公正取引委員会に通知を実施しており、これらの対応要領等が適切に機能していることを確認した。

(イ) 入札結果の事後的検証

平成21年度大臣指示において、各調達機関自らが入札結果の検証態勢の強化を図ることを指示している。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、分析ツールを用いるなどして、入札結果の事後的検証を実施していることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- ほとんどの対象契約機関等において、検証結果について調達要求部署との情報共有を図っておらず、連携した検証は実施されていないかった。
- 一部の対象契約機関等において、複数年度にわたる分析が行われていない、又は、検証対象が一部の品目のみに限定されているなど、検証対象の拡大の余地が認められた。
- ある対象契約機関等において、検証結果に対する分析が不十分であり、談合を疑うべき状況について「談合の可能性は低い」と評価していた。

機関等は、入札結果の検証の重要性を踏まえ、談合はないであろうという先入観を排し、検証品目や検証項目等、検証内容を充実させる必要がある。また、調達要求部署と契約部署が検証に関する情報を共有し、連携する等、検証態勢の強化を図る必要がある。

(ウ) 入札状況の報告

入札状況報告通知では、契約金額が500万円を超える入札契約の報告を行うほか、予定価格と落札価格が同一の入札案件が発生した場合、速やかに事実関係の確認、業者へのヒアリング、談合情報等の有無等の調査を行い、その結果等について通知することとしている。

監察の結果、全ての対象契約機関等において、報告又は通知が適時に行われていることを確認した。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象契約機関等において、契約金額が500万円を超える入札契約の報告及び予定価格と落札価格が同一の入札案件の通知の両方に漏れがあり、報告又は通知に正確性を欠いていた。

機関等は、報告内容等の点検体制を整備するなどして、入札状況報告通知に定められた事項について、適時適切に漏れのない報告又は通知を行う必要がある。

(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度等

平成21年度大臣指示は、入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ることとし、その際、特に、業界関係者等との対応要領や談合情報等対応マニュアルにのっとりた対応の周知徹底を指示している。また、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第6186号。23.5.17）では、全ての調達等関係職員に対して、新着任者教育のほか、年1回以上、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育を実施することとしている。さらに、対応要領通達等は、調達等関係業務に従事している職員と業界関係者等との不適切な接触等が、「調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（防人計第8500号。19.8.31）における懲戒処分等の対象になることにも留意し、対応要領の内容の理解及び遵守に努めることとしており、その教育の実施状況について、年度ごとに取りまとめ、当該年度の翌年度4月末日までに報告することとしている。

ア 教育の実施状況等

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、教育の計画や実施記録がなく、また、複数の対象機関等において、受講者を把握していなかったため、全ての調達等関係職員に対して教育が実施されていたか否かを確認できない状況であった。

- 半数の対象機関等において、調達等関係職員の新着任者に対する教育を実施していなかった。
- 多くの対象機関等において、教育を実施すべき項目が教育資料に含まれていなかった。教育すべき内容が記載された関係文書が配布されていないことや、自ら設定した保存期間が満了したとしてかかる関係文書を廃棄したため、当該文書の内容を確認できない状況が生起していることなどが、その背景となっていた。
- 多くの対象機関等において、教育に参加しなかった者に対する補備教育について、資料配布や回覧で済ませているなど、別途教育が行われていたのか不明な状況であった。
- ある対象機関等において、一部の調達等関係職員が、参加可能な教育日程が確保されていたにもかかわらず教育に参加していなかった。
- ある対象機関等において、教育の実施状況に関する報告先等を、関係機関等に明示しなかったため、報告がなされない状況が発生していた。

なお、こうした状況は、対象発注機関等においてより多く認められる傾向にあった。

上級機関等は、関係機関等に確実に文書を配布し、機関等に対しその内容を周知徹底する必要がある。また、機関等は、全ての調達等関係職員に対して教育を漏れなく実施するとともに、その実施状況について報告する必要がある。さらに、調達等関係職員は、その職責を自覚し、必要な教育を受ける必要がある。

イ 法令等の理解度等

平成21年度大臣指示のとおり、入札談合を防止するための各種施策の実施に当たっては、業界関係者等との対応要領や談合情報等対応マニュアルに基づく対応など、入札談合等関連法令に定められた事項に関する職員の十分な理解が必要である。

監察の結果、対象機関等に対する入札談合防止に関する事前のアンケート調査において、約90パーセントの職員が、入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答（別紙参照）したものの、面談等で直接、入札談合防止に関する基本的な事項（業界関係者等との対応要領、談合情報等対応マニュアルの内容、入札談合等関与行為の4類型等）について尋ねた結果、例えば、談合情報に接した際の通報先を知らない、公益通報の通報先と混同している、働きかけを受けた場合の措置事項を知らないなど、法令等の理解が十分とはいえない職員が散見された。

機関等は、入札談合を防止するための各種施策の励行のために必要な法令等の理解度の向上を図る観点から、形式的な教育の実施にとどまることなく、例えば、職員の職務内容に即した具体例を挙げて職員が理解しやすいように教育内容を工夫するなど、教育について不断の改善を図る必要がある。

(3) 年度末の予算執行

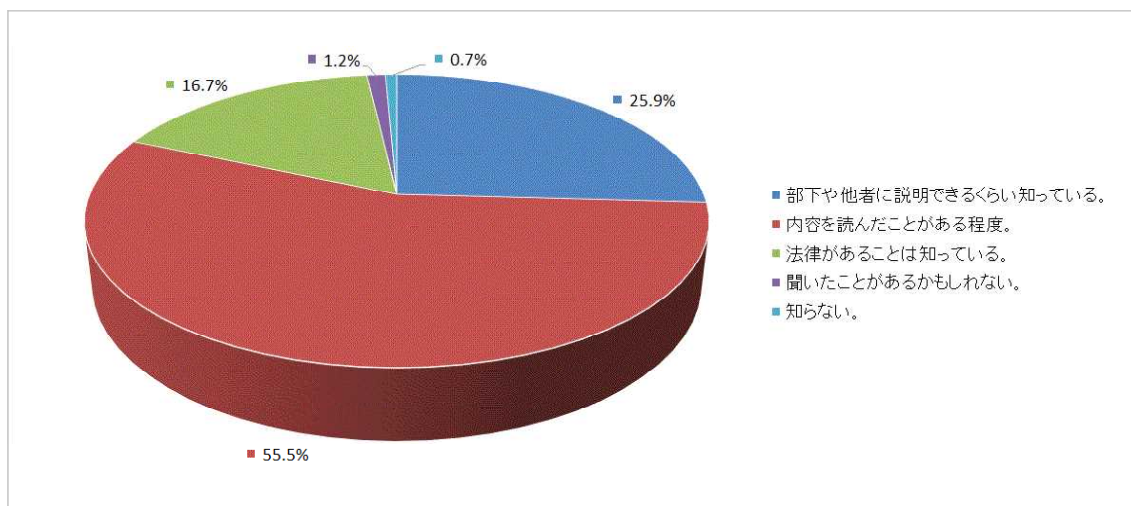
「平成 22 年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（防衛大臣指示第 6 号。23. 11. 21）では、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり、調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行を行うことを、厳に慎むよう指示している。

監察の結果、昨年度に引き続き、全ての対象契約機関等において、年度末における無理な予算執行が疑われる案件は見られなかった。日数に制約がある中、無理な予算執行を行う過程で、特定の業界関係者等との関係が生じた場合、それが談合の温床となり得ることから、機関等は、年度末における無理な予算執行を防止する意義を全ての職員に認識させるための教育を実施し、予算を適正に執行する必要がある。

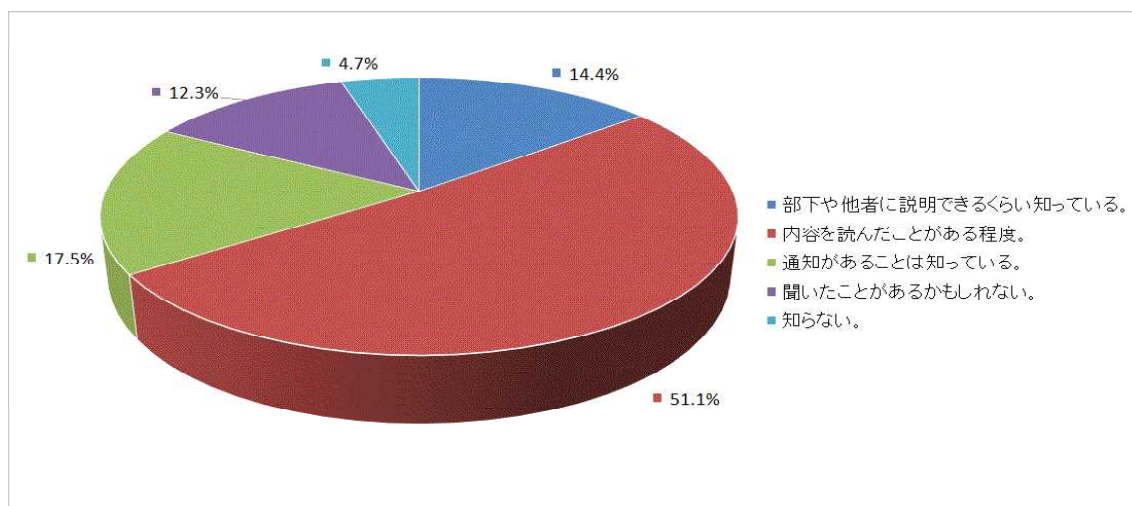
事前アンケート調査の結果（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合防止に関する法律の内容について知っていますか。



(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達適正化について」（財計第2017号。18.8.25）等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合防止に対する意識についてどう思いますか。

